

令和6年7月1日から 重度心身障がい者(児)医療費助成制度 の申請手続きが変更になります。

令和6年7月1日から、重度心身障がい者(児)医療費助成制度が改正されます。これに伴い、助成金の支給について現行の償還払いから自動償還払いに変更します。

自動償還払い対応の医療機関

- 鹿児島県医師会加入済みの医療機関
- 鹿児島県歯科医師会加入済みの歯科医院
- 鹿児島県薬剤師会加入済みの調剤薬局
- 鹿児島県柔道整復師会加入済みの施術機関
- 訪問介護ステーション
- 鍼灸マッサージ施術施設



※精神保健福祉手帳1級の方は、通院にかかる費用のみとなります。

自動償還払い非対応となる場合

- 県外の医療機関を受診
- 受給者証の提示がない
- 上記医師会等に未加入の医療機関を利用



従来通り、市役所窓口への申請が必要になります。

自動償還払いとは

県内の「自動償還払い」取り扱いの医療機関等で受診（※窓口で受給資格者証の提示が必要）すると市役所窓口へ助成金交付申請書の提出の必要がなくなり、原則として診療月の翌々月に指定口座へ自動的に助成金が振り込まれます。

申請の流れについて（県内受診時）

従来の流れ

令和6年7月1日以降の流れ

医療機関（歯科・調剤薬局を含む）を受診



（**受給資格者証を提示**）



医療機関等の窓口で自己負担額を支払う



領収書発行



証明書発行



市町村の窓口申請・提出



申請した翌月に
指定の口座に振り込み

1. 保険医療機関等が国保連へ自己負担額データを報告。
2. 国保連が自己負担額集計データを市に報告。

窓口での申請が
不要になります！



申請した翌々月に
指定の口座に振り込み

■ お問い合わせ

福祉課 福祉係（市役所1階 7番窓口）

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

TEL 0996-73-1240（直通）

市ホームページは

こちらのQRコードから



阿久根市 重度心身障がい者医療費助成

検索